特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 特例監理技術者の配置を予定している。 |
| □ | （１）建設業法第２６条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。 |
| □ | （４）同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。 |
| □ | （５）特例監理技術者が兼務できる工事は、知立建設事務所管内の工事でなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内で、工事現場間を直線で結んだ距離が１０kｍ程度以内である場合は、この限りではない。 |
| □ | 上記項目を全て満たしている。 |

レまたは■を記載すること

※要件を確認するための資料は、落札決定後に提出を求める。